

2.6. 厚生省老人保健医療対策本部
老人保健制度第一次試案

(55.9.4.)

第1 総則

1. この制度は、国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後における健康の保持、適正な医療の確保を図るため各種の保健給付を行うとともに、その費用負担の公平を期することを目的とする。
2. この制度による保健給付は、疾病の予防から治療、リハビリテーション、保健指導等を含むものとし、対象者の年齢、心身の状況等に応じ総合的かつ一体的に行うものとする。
3. この制度による保健給付は、国、地方公共団体及び医療保険各制度の保険者が共同で財源を拠出して市町村が実施するものとする。
4. 国民は、自ら常に健康の保持及び増進に努めるとともに、この制度の実施に参加し、これを支えるものとする。
5. 国及び地方公共団体は、この制度の円滑な運営を図るため、必要な各般の施策を講ずるものとする。

第2 保健給付

1. 保健給付の種類

(1) 健康手帳

健康手帳は、40歳以上の者であって健康管理上必要と認められる者に対し交付するものとする。

(2) 健康教育

健康教育は、40歳以上の者について健康講座・保健学級等の方法により、老後における心身の健康に関する正しい知識の普及を図るものとする。

(3) 健康相談

健康相談は、40歳以上の者について老後における心身の健康に関し、相談及び必要な指導・助言を行うものとする。

(4) 健康診査

健康診査は、40歳以上の者について老後における心身の健康の保持に資するため、毎年所定の検査及び必要な指導を行うものとする。

(5) 療養

療養は、70歳以上の者についてその疾病又は負傷に関して診療、治療等を行うものとする。

(6) 機能訓練

機能訓練は、40歳以上の者であって疾病等により心身の機能が低下している者に対して日常生活能力の維持向上を図るために必要な訓練を行うものとする。

(7) 訪問指導

訪問指導は、40歳以上の者であって心身の障害のため、ねたきり等の状態にある者又はそのおそれのある者等について保健婦等をその家庭に訪問させて必要な保健指導を行うものとする。

(8) その他老後における健康の保持と適正な医療の確保を図るうえで、必要と認められる事業

2. 保健給付の実施

(1) 保健給付は、市町村が地域の関係機関等の協力をえて、地域の実情に応じて実施する。

(2) 保健所は、市町村が行う保健給付に関し、指導・助言し及び協力するものとする。

(3) 療養の給付は、保険医療機関等においても取扱うものとし、健康診査は市町村の委託により、保険医療機関においても取扱うことができるものとする。

(4) 保健給付の実施及び費用の支払の基準は、厚生大臣が定める。

第3 費用

1. 費用負担割合

保健給付に要する費用は国・都道府県・市町村の負担金及び保険者からの拠出金をもって充てるものとする。その割合については、さらに検討する。

2. 保険者拠出金

(1) 各保険者の拠出金の額は、拠出金総額を加入者の数によって被用者保険及び国保に按分し、さらに加入者の所得によって各保険者に按分した額とする。

(2) 各保険者は、拠出金の納付に要する費用に充てるため、特別の保険料を徴収するものとする。

(3) 特別の保険料は、被用者保険においては被保険者及び被保険者を使用する事業主が各々1/2ずつを負担するものとする。

(4) 特別の保険料の徴収は、健康保険の保険料その他医療保険各制度の保険料の徴収の例によるものとする。

3. 一部負担

- (1) 療養の給付については、本人又は扶養義務者に一定水準以上の所得のあるときは一部負担金を支払うものとする。
- (2) 療養の給付以外の保健給付の一部については、本人又は扶養義務者からその費用の一部を徴収することができるものとする。

第4 関連施策の推進

この制度の円滑な実施を図りその目的を達成するため、次のような施策の推進と有機的連携を図るものとする。

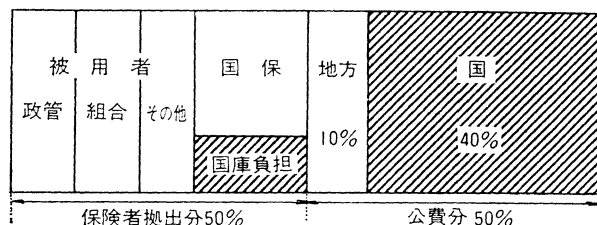
- (1) 診療報酬体系の合理化、医療費支出の適正化、保険外負担の解消など医療保険制度の改善
- (2) 保健婦など保健医療従事者の養成、研修及び医療資源の効率的な活用
- (3) 老人性痴呆その他老人精神障害対策
- (4) 成人病対策その他公衆衛生対策
- (5) 特別養護老人ホームの整備、在宅のねたきり老人等に対する援助、福祉サービスの充実及び老人の生きがい対策
- (6) 老人保健（精神医学を含む。）に関する調査研究及び技術の開発

現行制度における国庫負担

医療 保 険 制 度	政 管 健 保	保険給付費の16.4%
	組 合 健 保	—
	日 雇	保険給付費の35%
	船 員 保 険	—
	共 済 組 合	—
国民健康 保 険	市 町 村	医療費の45%
	組 合	医療費の25%~40%
老人医療費	国	自己負担額の $\frac{2}{3}$
支給制度	地方公共 団 体	自己負担額の $\frac{1}{6} \cdot \frac{1}{6}$
	都道府県 市 町 村	

(注) このほか、健保組合の一部、国保等に対して予算上補助が行われている。

(A案)



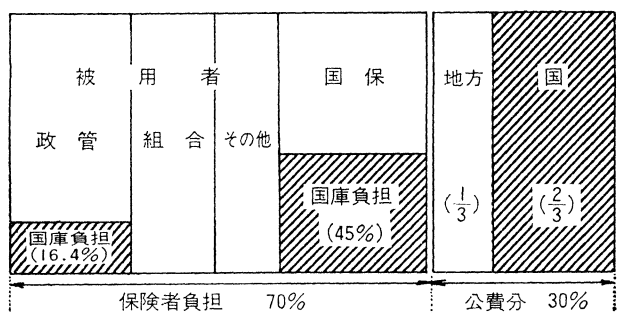
III.2.7. 厚生省老人保健医療対策本部
老人保健制度における費用負担割合について (55.11.10.)

基本的考え方

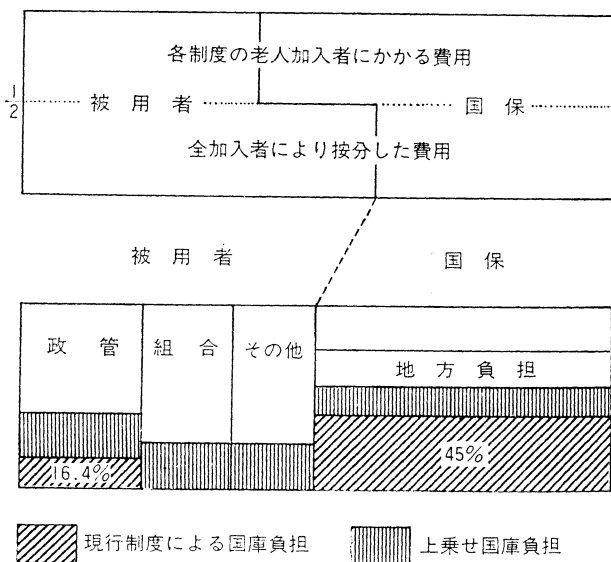
1. 国・地方公共団体・保険者が連帯の精神に基づき、共同で財源を負担するものとする。
2. 国・地方公共団体・保険者（保険料）の負担割合は、この制度に対する公的責任と現行制度における負担の状況等を考慮して定めるものとする。

70歳以上医療費負担割合（比較）

(現行)



(B案)



3. 各制度間の負担の均衡をできる限り図るものとする。

(A案)